

サービスについて

介護サービス・介護予防サービス

※要支援1・2の人は、

介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業
を利用できます。(P31参照)

居宅サービス

居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービスの内容について、サービスの利用者及びご家族と相談し、サービス提供機関と連絡調整をして、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。（居宅介護支援）
- ・地域包括支援センターの保健師等が介護予防サービス計画（介護予防支援）や介護予防ケアマネジメントプラン（総合事業）を作成します。
- ・介護を必要としている人や家族からの相談に応じ、アドバイスをします。
- ・申請の手続きの代行をします。
- ・利用者の心身の状況の変化を把握し、必要に応じてケアプランの見直しを行います。
- ・費用は全額保険給付されるため自己負担はありません。

訪問介護（ホームヘルプ）※

ホームヘルパーや介護福祉士が自宅を訪問して、食事・入浴・排泄の介助や、炊事・掃除・洗濯といった家事などの日常生活の手助けを行います。

○身体の介護

- ・食事や入浴、排泄の介助
- ・衣類の着脱や体位変換
- ・洗髪、爪切り、身体の清拭

○生活の援助

- ・食事の用意
- ・衣類の洗濯や補修
- ・清掃、買い物 など

○通院等乗降介助

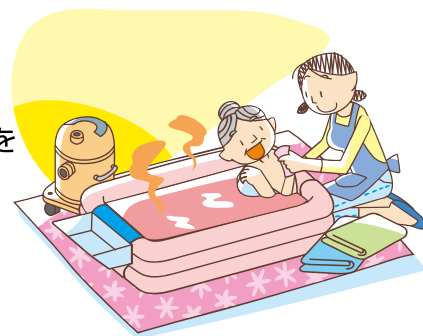
- ・通院等のための乗車または降車の介助及びその前後に行う必要な介助

※要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスを利用できます。(P31参照)

（介護予防）訪問入浴介護

入浴が困難な寝たきりの高齢者などの自宅を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

- ・看護師などによる健康チェック
- ・入浴・洗髪の介助 など



（介護予防）訪問看護

訪問看護ステーション・病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状の観察や、入浴や排泄の介助、じょく瘡の手当てなどを行います。

- ・血圧や脈拍など病状のチェック
- ・食事や入浴、排泄の介助
- ・じょく瘡の予防や処置
- ・経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置
- ・機能訓練 など

(介護予防) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行います。

- ・ マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）
- ・ 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法） など

(介護予防) 居宅療養管理指導

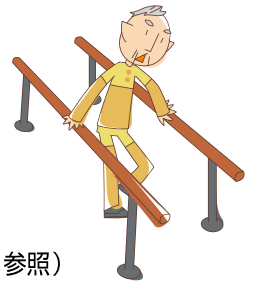
医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。

通所介護（デイサービス）※

デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事・入浴の提供や、生活機能の維持向上のためのトレーニングなどが受けられます。

- ・ 運動器の機能向上・口腔機能の向上・栄養改善 など

※要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを利用できます。(P31参照)



(介護予防) 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所などに通い、食事・入浴などの提供や、生活機能の維持向上のためのリハビリテーションなどが受けられます。

- ・ 運動器の機能向上・口腔機能の向上・栄養改善 など

(介護予防) 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事・入浴・排泄など日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。

- ・ 看護師などによる健康チェック
- ・ 入浴や食事、排泄、それに伴う介護の提供
- ・ 理学療法士などによる機能訓練 など

(介護予防) 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとでの医療・介護・機能訓練を受けられます。

- ・ 看護師などによる健康チェック
- ・ 入浴や食事、排泄、それに伴う介護の提供
- ・ 理学療法士などによる機能訓練・医師の診察 など

短期入所サービスの利用上の注意

- 連続した利用は30日までです。
- 利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半分を超えないようにします。



(介護予防)福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助ける用具を貸与します。また、貸与された用具については定期的にその必要性を見直していきます。

○福祉用具貸与の対象となるもの（ただし、一部購入の選択もできます。）

●…要介護2～5の人の対象用具（ただし、必要と認められる場合は、例外的に要支援1・2および要介護1の方も貸与の対象となります。）

▲…要支援1・2および要介護1の方も貸与可能の対象用具

■…要介護4～5の人の対象用具（ただし、必要と認められる場合は、例外的に要支援1・2および要介護1～3の人も貸与の対象となります。）

- | | | |
|-------------------|-----------------|----------|
| ●車いす | ●体位変換機 | ▲●手すり |
| ●車いす付属品 | ●認知症老人徘徊感知機器 | ▲●スロープ |
| ●特殊寝台 | ●移動用リフト（吊り具を除く） | ▲●歩行器 |
| ●特殊寝台付属品（マットレスなど） | ■自動排泄処理装置 | ▲●歩行補助つえ |
| ●床ずれ防止用具（エアーマット） | | |

※既に車いす、特殊寝台を所有している人でも付属品のみので貸与を受けられます。

※固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（松葉づえを除く）は購入の選択もできます。

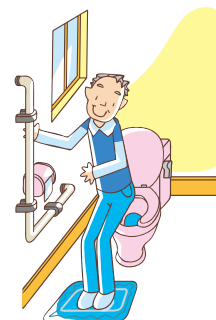
特定(介護予防)福祉用具販売

入浴や排泄などに使われる用具の購入費が支給されます。ただし、要介護状態区分に関係なく支給限度額は1年度10万円です。

○特定福祉用具販売の対象となるもの

- | | | |
|-------|-------------|-----------|
| ●腰掛便座 | ●特殊尿器 | ●入浴補助用具 |
| ●簡易浴槽 | ●移動用リフトの吊り具 | ●排泄予測支援機器 |

いったん購入費用の全額を支払い、あとで富士市へ請求すると9割から7割が払い戻される償還払いです。（P20参照） ※「特定福祉用具販売」の指定を受けた事業所から購入することになります。



(介護予防)住宅改修費の支給

住宅の段差を解消する、廊下や階段に手すりをつけるなどの住宅改修にかかった費用の9割から7割を支給します。ただし、要介護状態区分に関係なく利用限度額は1人につき原則20万円で、うち1割から3割が自己負担です。

※住宅改修を利用する場合、施工前の申請が必要になりますので、ケアマネジャーまたは介護保険課の窓口にご相談ください。

※施工済みの工事については給付の対象となりません。

○支給の対象となる住宅改修

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止や移動を円滑にするための床材等の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・洋式便座などへの便器の取り替え

※玄関から道路までの屋外での工事も住宅改修の支給対象となります。

受領委任払いについて

改修費用のうち自己負担分を利用者から施工業者に支払い、保険給付費を市から施工業者に支払う方法です。

※受領委任払いを利用できるのは、介護保険課へ登録済みの施工業者に限られます。（P117参照）

(介護予防)特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム)

介護付有料老人ホーム、介護専用型軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居している高齢者などは、介護保険の特定施設サービス計画に基づく食事、入浴、排泄の介助や、機能訓練、療養上の世話を受けることができます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。富士市内の地域密着型サービスは、原則として、富士市民だけが利用できます。

住…住所地特例対象者も利用できます。

夜間対応型訪問介護 (ホームヘルプ)※ **住**

24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
※令和6年4月現在で富士市内においてサービスを提供できる事業所の指定はありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **住**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら提供するサービスです。定期巡回訪問と、利用者からの連絡を受けて電話による対応など随時対応を受けられます。

地域密着型通所介護 (デイサービス) **住**

18人以下の小規模なデイサービスセンター（日帰り介護施設）に通い、食事・入浴の提供や、生活機能の維持向上のためのトレーニングを受けられます。
・運動器の機能向上・口腔機能の向上・栄養改善など

(介護予防)認知症対応型通所介護 (デイサービス) **住**

認知症の高齢者がデイサービスセンター（日帰り介護施設）に通い、食事・入浴の提供や、日常動作訓練・栄養改善・口腔機能の向上などを受けられます。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護 **住**

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

看護小規模多機能型居宅介護 **住**

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、一体型のサービスを受けられます。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)※

認知症の高齢者が、住宅などで少人数の共同生活をしながら、介護スタッフによる食事・入浴・排泄など日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。

※介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2の人のみ利用できます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

29人以下の小規模な介護付有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）です。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)

29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。原則として、要介護3以上の人が対象となります。

施設サービス

介護保険では、治療が中心か、介護が中心か、またどの程度医療面でのケアが必要かなどによって、入所する施設を選択します。

- 要支援1・要支援2の人は利用できません。
- 介護老人福祉施設への入所は、原則として要介護3以上の人が対象となります。
- 介護保険施設に該当しない養護老人ホームや一般の病院については、介護保険は適用されません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄など、常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく食事・入浴・排泄などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを受けることができます。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりは、看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく、医療・看護・医学管理下での介護・機能訓練や、日常生活上の世話などを受けながら、自宅での生活に戻ることを目指します。

介護医療院

主に長期の療養が必要である高齢者が入所します。施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けることができます。

コラム

特例入所

やむを得ない事情により居宅での生活が難しい場合、要介護1又は2の人も**特別養護老人ホーム**への入所が認められることがあります。

やむを得ない事情とは？

富士市では、以下の5つの事由を「**やむを得ない事情**」としています。

- ア** 認知症である
(目安としては認知症自立度Ⅳ又はM)
- イ** 知的障害・精神障害等がある
(障害者手帳の交付・障害者年金の受給)
- ウ** 虐待を受けている
- エ** 単身もしくは他の家族による支援が期待できないかつ地域での介護サービス供給が不十分である
- オ** その他居宅での日常生活が困難である

特例入所の流れ

- 1 入所希望者
入所を希望する特養へ直接相談します
- 2 特別養護老人ホーム
お話をよく聞き、入所が必要か判断します
必要と判断したら、市に意見を求めます
- 3 市（介護保険課 他関係課）
各種資料や担当ケアマネジャーの意見等を参考に「特例入所」に該当するか判断し回答します
- 4 特別養護老人ホーム（入所検討委員会）
市の意見も参考に、特養で設ける入所検討委員会で最終判断をします

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防の教室や、要支援者などが選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。また、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開によるフレイル[※]状態からの自立の促進や、重度化防止の推進を目的とします。

介護予防・日常生活支援総合事業には、下記の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

※フレイル…加齢とともに心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下し、要介護状態になるリスクが高くなった状態をいいます。健康と要介護の中間に位置し、放っておくと要介護につながる危険性があります。フレイルに早めに気づき、適切な取り組みを行うことで、その進行を防ぎ、健康寿命を延ばすことにつながります。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援 1・2 の人と基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人(事業対象者)を対象に要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び閉じこもりの予防、地域における自立した日常生活を営むことを目的とします。

基本チェックリストの該当項目により、「運動」「口腔・栄養」「社会参加」「認知機能の低下」といった心身の状態に応じたサービス利用を推奨しています。

通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス（より複合的なリスクのある人向け）

介護保険事業所などに通って利用する介護予防を目的としたサービスです。送迎付きで食事や入浴、その他の必要な日常生活上の支援が受けられ、運動やレクリエーションなどを行います。

健康づくりデイトレーニング（「運動」に該当した人向け）

介護保険事業所などに通って利用する介護予防を目的としたサービスです。機能訓練を中心とする1時間30分程度のサービスで、定期的に運動器機能のチェックを行います。事業所により送迎も受けられます。（事業所一覧は市ウェブサイトを参照してください）

健康づくりデイサービス（「社会参加」「認知機能の低下」に該当した人向け）

介護保険事業所などに通って利用する介護予防を目的としたサービスです。希望により送迎も受けられます。4時間程度のデイサービスで、運動やレクリエーション、趣味活動などを行います。

訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護員が自宅を訪問し、身体介護や生活援助、見守り援助などを行います。

健康づくりヘルパー

訪問介護員が自宅を訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除など）を利用者とともにを行います。

短期集中型訪問指導（「口腔・栄養」に該当した人向け）

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士などが自宅を訪問し、体力改善や生活改善に向けた指導を行います。

健康づくりデイサービス事業所一覧

	名 称	場 所	電話番号
1	なかざと健康づくり倶楽部	なかざと (富士市中里2593-5)	33-3320
2	健康づくりデイサービスサンサンくらぶ	デイサービスセンターふじみ台 (富士市三ツ沢217-2)	23-1234
3	オアシス倶楽部健康づくりデイサービス	JAオアシス吉永 (富士市比奈159-21)	38-3838
4	富士山清流くらぶ	富士まかど (富士市間門226-1)	39-2600
5	よもぎ湯デイサービス	よもぎ湯 (富士市大淵1565-2)	35-6666
6	健康づくりデイサービスぽかぽかホーム	ヒューマンライフ富士 (富士市大淵3901-1)	36-0511
7	健康づくりデイサービス木の宮ふれあい倶楽部	NPO法人ふれあい富士 (富士市今泉3122-2)	22-0400
8	健康づくりデイサービス健康クラブ	広見荘 (富士市伝法59)	21-5558
9	健康づくりデイサービスあったかクラブ	鷹岡市民プラザ (富士市久沢797-1)	72-1770
10	富士の里健康づくりデイサービス	ケアハウス富士の里 (富士市天間1626)	72-5555
11	健康づくりデイサービスすこやか倶楽部	ハイネット・ふじ (富士市中央町1丁目2-1)	53-4165
12	快明堂健康づくりデイサービス	快明堂 (富士市中央町1丁目10-12)	51-0301
13	健康づくりデイサービス十六夜倶楽部	ミズホ園 (富士市瓜島町173-1)	54-5400
14	うちっち駅北	ふれあいの家 (富士市元町12-27)	62-3666
15	健康づくりデイサービスおたっしゃクラブ	加島の郷 (富士市水戸島本町7-8)	65-1165
16	健康づくりデイサービスひまわり会	ききょうの郷 (富士市五貫島175)	65-2000
17	健康づくりデイサービスうららかクラブ	富士川地域福祉センター (富士市中之郷4100-1)	81-0294
18	健康づくりデイサービスおぐるまの里	松野の里 (富士市南松野2604-1)	56-1500

健康づくりヘルパー事業所一覧

	名 称	事業所所在地	電話番号	実施地域
1	ヘルパーステーションふじみ台	富士市三ツ沢217-2	23-1234	富士市(富士川・松野地区を除く)
2	きらら富士ヘルパーセンター	富士市一色258-47	23-1608	富士市
3	一般社団法人TASUKERU FUJI YAMA 訪問介護にじいろ	富士市天間732-2	71-2280	富士市
4	訪問介護ベル	富士市厚原1143-2 むつみマンション100	30-8877	富士市
5	吉原の丘ヘルパーサービス	富士市伝法657-1	73-1010	富士市
6	ヘルパーステーション絆	富士市今泉1709-4	55-5051	富士市
7	ヒューマンヒルズ吉原訪問介護	富士市吉原4丁目7-15	54-0557	富士市
8	介護サービスみち	富士市吉原5丁目9-10	54-2688	富士市
9	富士市シルバー人材センター	富士市南町1-3	53-1150	富士市(富士川・松野地区を除く)
10	富士市社会福祉協議会	富士市本市場432-1	66-3251	富士市
11	わくわく訪問介護ステーション富士	富士市中丸519-2 コスモビレッジⅢ103	30-7158	富士市
12	訪問介護ひかり	富士市上横割184-3 ニュープラザ横割2階A	67-0577	富士市
13	夢コープ富士事業所	富士市宮島441-1 ラムール1F	65-7050	富士市

一般介護予防事業（65歳以上のすべての人）

地域のつながりを活かした、介護予防の取り組みを支援します。住民主体の通いの場を充実させ、参加者が継続的に参加できるような地域づくりを推進します。

介護予防の普及啓発

介護予防のための教室を実施しています。

脳健康教室

簡単なゲームや体操、作品づくりなどを行い、脳の活性化を図ります。



栄養満点教室

管理栄養士が、食事に関する話や調理実習を行います。

地域包括支援センター 介護予防教室

転倒・認知症予防・口腔ケア等地域の公会堂やまちづくりセンターで、介護予防に関する講話や実技を開催します。

ご近所さんの 料理教室

お近くのまちづくりセンターなどで、月に1回程度、料理教室を開催します。



ご近所さんの 運動教室

お近くの公会堂などで、月に2~3回、運動教室を開催します。

サポーターの養成

介護予防サポーター養成講座

地域の公会堂等で高齢者向けの運動教室・料理教室の運営を担っていたり、サポーターを養成します。

生活・介護支援サポーター養成講座

一人暮らし高齢者のゴミ出し等、ちょっとした困り事を支援していただけるサポーターを養成します。